

大規模住宅地の開発完了地における予定建築物の用途の制限 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部 を改正する法律」（平成18年法律第46号）の施行日 （平成19年11月30日）をもって市街化調整区域内 における大規模開発行為に係る基準は廃止	法42条1項
---	--------

◎ 立地基準編第5章（P127～P131）

立地基準編第2章第11節「市街化調整区域内における大規模開発行為に係る審査基準」の別紙基準第1（P56・P57）にいう住宅用地及び公益施設用地における法第42条第1項の予定建築物については、次のとおりとする。

1 住宅用地

開発許可を受けた戸建住宅用地の予定建築物は、専用住宅とする。

ただし、平成9年9月30日以前に従前の審査基準により開発許可を受けたものについては、建築基準法施行令第130条の3に掲げる併用住宅も含むこととする。

なお、地区計画又は建築協定が定められている場合は、これに適合すること。

2 公益施設用地

開発許可を受けた公益施設用地の予定建築物は、建築基準法第48条第8項に規定する近隣商業地域に立地可能なものであり、かつ、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、又はその他の施設（集会所等）で当該開発区域に居住することとなる者の日常生活の利便のために必要なものであること。